

○周南市徳山駅前広場等条例施行規則

令和4年6月10日規則第36号

周南市徳山駅前広場等条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市徳山駅前広場等条例（令和4年周南市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「協定広場区域」とは、条例第3条第2項に規定する駅前広場等の区域のうち、市と鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項の鉄道事業者をいう。以下同じ。）が締結した協定等に基づいて管理する区域をいう。

(使用の手続)

第3条 条例第7条第1項の規定による使用の許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとするものは、周南市徳山駅前広場等使用許可申請書（兼減免申請書）（別記様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用しようとする日の初日（以下「使用開始日」という。）の6月前の応答する日（応答する日がない場合はその月の末日とする。）から使用開始日の14日前までとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第4条 市長は、使用の許可をしたときは、使用許可申請書を提出したものに対し、周南市徳山駅前広場等使用許可書（兼減免可否決定通知書）（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用に係る基準等)

第5条 使用の許可に係る使用時間は、午前8時から午後10時までとし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、催し等に付随して物件等を一時的に置く場合、又は市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、協定広場区域内の使用の許可をしようとするときは、あらかじめ鉄道事

業者と協議を行い決定するものとする。

3 市長は、駅前広場等を使用する機会の公平性が損なわれるおそれのあるときは、駅前広場等の使用を調整するものとする。

4 前各項に掲げるもののほか、使用の許可に係る基準、条件等は、市長が別に定める。

(附属設備使用料)

第6条 条例別表2附属設備使用料の表の規則で定める単位及び額は、別表第1のとおりとする。

(使用料等の減免)

第7条 条例第10条及び条例第17条第4項の規定による使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属設備使用料（電気コンセントの使用に限る。）は、別表第2の1の(1)及び(6)に規定する場合を除き、減免の対象としない。

3 使用料等の減免を受けようとするものは、第3条第1項の規定による使用の手続の際にその旨を申請しなければならない。

4 市長は、使用許可書を交付する際に減免の可否を当該申請者に通知するものとする。

(使用の取消し等)

第8条 使用の許可を受けたものは、使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用開始日の前日までに周南市徳山駅前広場等使用変更（取消）申請書（別記様式第3号。以下「変更（取消）申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、条例第8条第2項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、その旨を書面により使用の許可を受けたものに通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭によることができる。

(使用料等の還付)

第10条 条例第11条ただし書及び条例第17条第5項の規定による使用料等を還付する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駅前広場等の管理運営上使用ができなくなったとき。
 - (2) 変更（取消）申請書が使用する日の前日までに提出され、かつ、その使用の中止又は変更に対応の理由があると認められるとき。
 - (3) その他市長がやむを得ない事由があると認めるとき。
- 2 使用料等の還付を受けようとするものは、周南市徳山駅前広場等使用料等還付申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（損傷等の届出）

第11条 施設又は附属設備、備品等を毀損又は汚損したときは、直ちに周南市徳山駅前広場等毀損汚損届（別記様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（指定管理者に関する読替え）

第12条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第4条、第5条第1項及び第3項、第7条第4項並びに第8条から第11条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「周南市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第5号中「周南市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、駅前広場等の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所

要の調整をして使用することができる。

別表第1（第6条関係）

附属設備	単位	金額
電気コンセント	持込電気器具の定格消費電力の合計 1キロワットにつき1時間	30円
テント	1張につき1日	200円
折りたたみテーブル	1台につき1日	100円
ステージ	1台につき1日	200円
音響設備	1セットにつき1日	500円

別表第2（第7条関係）

使用料等の減額又は免除
<p>1 免除</p> <p>(1) 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が、主催し、又は共催する事業で使用するとき。</p> <p>(2) 市以外の官公庁又はこれに準ずる団体が主催し、又は共催する事業で使用するとき。</p> <p>(3) 市内に設置された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第34条の15第1項又は第2項に規定する事業を行う施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学（短期大学を含む。以下同じ。）及び高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。）は除く。）が、保育又は教育目的で主催し、又は共催するとき。</p> <p>(4) 市内に設置された社会福祉施設（(3)に掲げる施設を除く。）が、そ</p>

の施設の設置目的で主催し、又は共催するとき。

- (5) 公共交通事業者が、公共交通サービスの向上を目的として使用するとき。
- (6) 指定管理者が指定管理業務で使用するとき。
- (7) 市内の団体等が、営利目的で使用せず、かつ、物品販売や参加料その他これに類する料金の徴収を伴わずに使用するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき、又は指定管理者が利用料金を免除する必要があると認め、市長の承認を得たとき。

2 50パーセント減額

市内事業者が生産する農林水産物又はその加工品の販売等により市の農林水産業振興を図ることを主たる目的として使用するとき。

3 市長又は指定管理者が定める割合の減額

市長が特別の事情があると認めるとき、又は指定管理者が特別の事情があると認め、市長の承認を得たとき。

別記様式第1号（第3条、第7条関係）

別記様式第1号（第3条、第7条関係）

年 月 日

周南市徳山駅前広場等使用許可申請書（兼減免申請書）

（宛先）周南市長

周南市徳山駅前広場等条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒		
	団体名(法人名)	代表者名		
	担当者名	連絡先 (TEL)		
使用内容	行事名称	使用面積		㎡
	行事内容	参加予定人数		人
	使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
	使用場所	<input type="checkbox"/> 北口駅前広場	<input type="checkbox"/> 南口駅前広場	<input type="checkbox"/> 南北自由通路
	車両搬入	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	物品販売・参加料等	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	配布物	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	物品等の設置	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	音響使用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	発電機持込	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
附属設備の使用内容	附属設備等		期間	数量
	電気コンセント		時間	kW
	テント		日	張
	折りたたみテーブル		日	台
	ステージ		日	台
	音響設備（持込み物は除く） その他（ ）		日	セット
添付書類	<input type="checkbox"/> 実施計画書、要項等 <input type="checkbox"/> 準備及び当日のスケジュール <input type="checkbox"/> 使用箇所図 <input type="checkbox"/> デラシ等配布物の内容がわかるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）			
備考				

※ 該当箇所に☑を入れてください。

併せて、同規則第7条第3項の規定により、使用料の減額・免除を申請します。

1 免除	<input type="checkbox"/> 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が主催し、又は共催するとき。 <input type="checkbox"/> 市以外の官公庁又はこれに準ずる団体が主催し、又は共催するとき。 <input type="checkbox"/> 市内に設置された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第34条の15号第1項又は第2項に規定する事業を行う施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学（短期大学を含む。以下同じ。）及び高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。）は除く。）が、保育又は教育目的で主催し、又は共催するとき。 <input type="checkbox"/> 市内に設置された社会福祉施設（(3)に掲げる施設を除く。）が、その施設の設置目的で主催し、又は共催するとき。 <input type="checkbox"/> 公共交通事業者が公共交通サービスの向上を目的として使用するとき。 <input type="checkbox"/> 指定管理者が指定管理業務で使用するとき。 <input type="checkbox"/> 市内の団体等が、営利目的で使用せず、かつ物品販売や入場料その他これに類する料金の徴収を伴わずに使用するとき。
2 減額 50パーセント	<input type="checkbox"/> 市内事業者が生産する農林水産物又はその加工品の販売等により、市の農林水産業振興を図ることを主たる目的として使用するとき。
3 その他	<input type="checkbox"/> （ ） [<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額（ %）]

※ 該当箇所に☑を入れてください。

備考 この様式は、必要な修正を加え、使用することがある。

別記様式第2号（第4条、第7条関係）

別記様式第2号（第4条、第7条関係）

年 月 日

周南市徳山駅前広場等使用許可書（兼減免可否決定通知書）

様

周南市長

印

年 月 日付けで申請のあった徳山駅前広場等の使用について、周南市徳山駅前広場等条例施行規則第4条の規定により、次のとおり許可します。

使用内容	行事名称		使用面積	㎡
	行事内容		参加予定人数	人
	使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
	使用場所	<input type="checkbox"/> 北口駅前広場	<input type="checkbox"/> 南口駅前広場	<input type="checkbox"/> 南北自由通路
	車両搬入	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	物品販売・参加料等	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	配布物	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	物品等の設置	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	音響使用	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	発電機持込	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
附属設備の使用内容	附属設備等		期間	数量
	電気コンセント		時間	kWh
	テント		日	張
	折りたたみテーブル		日	台
	ステージ		日	台
	音響設備（持込み物は除く） その他（ ）		日	セット
使用条件等				

減免申請に対する可否の決定

1 免除

- 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が主催し、又は共催するとき。
- 市以外の官公庁又はこれに準ずる団体が主催し、又は共催するとき。
- 市内に設置された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第34条の15号第1項又は第2項に規定する事業を行う施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学（短期大学を含む。以下同じ。）及び高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。）は除く。）が、保育又は教育目的で主催し、又は共催するとき。
- 市内に設置された社会福祉施設（（3）に掲げる施設を除く。）が、その施設の設置目的で主催し、又は共催するとき。
- 公共交通事業者が公共交通サービスの向上を目的として使用するとき。
- 指定管理者が指定管理業務で使用するとき。
- 市内の団体等が、営利目的で使用せず、かつ物品販売や入場料その他これに類する料金の徴収を伴わずに使用するとき。

2 減額 50パーセント

- 市内事業者が生産する農林水産物又はその加工品の販売等により、市の農林水産業振興を図ることを主たる目的として使用するとき。

3 その他

（ ） [免除 減額（ %）]

4 否 （ ）

使用料	円	徳山駅前広場等（ 円）* 減免（ %）
		附属設備（ 円）

注 ・ この使用許可書は、大切に保管し、使用当日は携帯してください。
 ・ 使用料は、使用当日までに納付してください。
 ・ 使用料は、施設及び電気設備の使用状況により変更となる場合があります。
 ・ 使用内容の変更又は使用の取消しを行う場合は、速やかに連絡してください。

備考 この様式は、必要な修正を加え、使用することがある。

別記様式第3号（第8条関係）

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

周南市徳山駅前広場等使用変更（取消）申請書

（宛先）周南市長

（申請者） 住所（所在地）
 （法人又は団体名）
 氏名（代表者名）
 連絡先

年 月 日付で許可を受けた内容の変更又は取消しをしたいので、周南市徳山駅前広場等条例施行規則第8条の規定により、次のとおり申請します。

受けている許可の内容	
行事名称	
使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
使用する施設	<input type="checkbox"/> 北口駅前広場 <input type="checkbox"/> 南口駅前広場 <input type="checkbox"/> 南北自由通路

変更

変更する内容	
変更する理由	

取消し

取消しの理由	
--------	--

※ 太枠内のみ記入してください。

既納使用料	円 ※納付年月日（ 年 月 日 ）
変更又は取消後の使用料	円 ※追納 円 ※還付 円
備 考	

別記様式第4号（第10条関係）

別記様式第4号（第10条関係）

周南市徳山駅前広場等使用料等還付申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住所

氏名

電話

使用料の還付を受けたいので、周南市徳山駅前広場等条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日		
許可を受けた場所	<input type="checkbox"/> 北口駅前広場	<input type="checkbox"/> 南口駅前広場	<input type="checkbox"/> 南北自由通路
使用許可日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで		
納付年月日	年 月 日		
納付済みの使用料	徳山駅前広場等	円	計 円
	附属設備	円	
還付申請額	円		
還付申請理由	周南市徳山駅前広場等条例施行規則第10条第1項第 号に該当 〔 〕		
還付方法	<input type="checkbox"/> 現金払	年 月 日 受領しました。 受領者氏名 _____	
	<input type="checkbox"/> 口座振込	金融機関（ ） 本支店名（ ） 口座種別（ ） 口座番号（ ） 口座名義（ ）	

別記様式第5号（第11条関係）

別記様式第5号（第11条関係）

年 月 日

周南市徳山駅前広場等毀損汚損届

(宛先) 周南市長

周南市徳山駅前広場等条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者	住所	〒		
	団体名(法人名)		代表者名	
	使用責任者		連絡先 (TEL)	
許可日	年 月 日			
行事名称				
毀損又は汚損した日時	年 月 日 () 時 分			
原因				
施設・器具の名称	毀損又は汚損した物件及び箇所	数量	毀損又は汚損した内容及び程度	